

特定非営利活動法人いろは 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いろはという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区赤羽西二丁目九番五号 ミモザ1階に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、発達特性（注意欠陥・多動性障害 ADHD）のある子どもおよび不登校状態にある子どもとその保護者に対し、身体活動の機会の創出、安心して過ごせる居場所づくり、地域住民との交流の場の提供、保護者同士が繋がるピアサポート、保護者が安心して話を聞いてもらえる場の提供を行い、一人ひとりの個性や可能性を大切にする社会、保護者が孤立せず安心して相談することができる地域に根差した支援活動を通じて子どもと家族が再び未来を描ける社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 身体活動のサポート事業
- (2) 保護者のピアサポート事業
- (3) 地域住民との交流事業
- (4) 保護者への情報提供事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費は設定しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
(2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附金品
- (2) 事業に伴う収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関す

る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	飯 野 美 保
副理事	瀬 戸 愛
理 事	大 山 ルリ子
監 事	丸 茂 佳 子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず設定しない。

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人いろは__

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏名	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	☒ 理事・ ☒ 監事	イイノミホ 飯野美保	☒ 有・ ☐ 無	理事長
2	☒ 理事・ ☒ 監事	セトアイ 瀬戸愛	有 ☒ 無	副理事
3	☒ 理事・ ☒ 監事	オオヤマルリコ 大山ルリ子	有 ☒ 無	
4	理事 ☒ 監事	マルモヨシコ 丸茂佳子	有 ☒ 無	
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人いろは

1 事業実施の方針

令和8年度は東京都北区の赤羽を主な活動場所として事業を展開する。
子ども達への定期的な身体活動のサポート事業を実施しつつ、保護者のピアサポート事業を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 36 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
身体活動のサポート事業	発達特性のある子どもおよび不登校状態にある子どもを対象に体力作りを実施する。	7月から3月までの各月1回	北区赤羽及び近隣	2人	北区赤羽及び近隣小中学生	5人×9回	29
保護者のピアサポート事業	保護者の交流の場の提供とサポートをする。	6月、8月、10月、12月、2月各月1回	北区赤羽及び近隣	2人	発達特性のある子ども及び不登校状態にある子どもの保護者	5人×5回	7

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人いろは

1 事業実施の方針

令和9年度は東京都北区の赤羽を主な活動場所として事業を展開する。

子ども達への定期的な身体活動のサポート事業を実施しつつ、保護者のピアサポート事業に加え地域住民との交流事業、保護者への情報提供事業を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 92】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
身体活動のサポート事業	発達特性のある子どもおよび不登校状態にある子どもを対象に体力作りを実施する。	4月から3月までの各月1回	北区赤羽及び近隣	2人	北区赤羽及び近隣小中学生	10人×12回	52
保護者のピアサポート事業	保護者の交流の場の提供とサポートをする。	4月から3月までの各月1回	北区赤羽及び近隣	2人	発達特性のある子ども及び不登校状態にある子どもの保護者	10人×12回	16
地域住民との交流事業	子どもと保護者、交通指導員や民生員など地域資源の活用を促す。	3月	北区赤羽及び近隣	2人	発達特性のある子ども及び不登校状態にある子どもと保護者、地域住民	30人	14
保護者への情報提供事業	発達特性のある子どもおよび不登校状態にある子どもに関する情報提供をする。	5月、11月	北区赤羽及び近隣	2人	発達特性のある子ども及び不登校状態にある子どもの保護者	10人×2回	10

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 いろいろは

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金			0
受取寄附金		0	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
4 事業収益			70,000
身体活動のサポート事業収益		45,000	
保護者同士のピアサポート事業収益		25,000	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			70,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			18,000
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
諸謝金		18,000	
(2) その他経費			18,000
会議費		0	
旅費交通費		0	
施設等評価費用		14,000	
減価償却費		0	
印刷製本費		4,000	
事業費計			36,000
2 管理費			
(1) 人件費			18,000
役員報酬		18,000	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			9,000
消耗品費		2,000	
水道光熱費		0	
通信運搬費		0	
地代家賃		0	
旅費交通費		2,000	
減価償却費		0	
会議費		5,000	
管理費計			27,000
経常費用計			63,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			7,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			0
過年度損益修正益			0
経常外収益計			
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			0
災害損失			0
過年度損益修正損			0
経常外費用計			
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			7,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			7,000

9年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人いろは

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金			0
受取寄附金		0	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
4 事業収益			245,000
身体活動のサポート事業収益		120,000	
保護者のピアサポート事業収益		60,000	
地域住民との交流事業収益		25,000	
保護者への情報提供事業収益		40,000	
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			245,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			28,000
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
諸謝金		28,000	
(2) その他経費			64,000
会議費		10,000	
旅費交通費		0	
施設等評価費用		40,000	
減価償却費		0	
印刷製本費		14,000	
事業費計			92,000
2 管理費			
(1) 人件費			72,000
役員報酬		72,000	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			9,000
消耗品費		2,000	
水道光熱費		0	
通信運搬費		0	
地代家賃		0	
旅費交通費		2,000	
減価償却費		0	
会議費		5,000	
管理費計			81,000
経常費用計			173,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			72,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			0
過年度損益修正益			0
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			0
災害損失			0
過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			72,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			7,000
次期繰越正味財産額③-④+⑤			79,000

特定非営利活動法人 いろは

設立趣旨書

近年、日本における不登校児童生徒数は増加の一途をたどっています。文部科学省の調査によると、2023年度の小・中学生の不登校児童生徒数は約34万6千人に達し、11年連続で増加して過去最多を更新しました。さらに、2024年度の調査でも増加傾向が続いており、長期的な課題としての構造的対応が求められています（文部科学省「令和5年度子供の学習状況調査」）

不登校の背景には、学校生活への適応困難、対人関係への不安、学業不振、自己肯定感の低下など、複合的な要因が存在します。特に、発達特性（とくに注意欠陥・多動性障害・ADHD）のある子どもは、集団生活における感覚過敏や集中困難、衝動性、対人関係の難しさなどから強いストレスを受けやすく、不登校に至るリスクが高いことが報告されています。文部科学省や教育関連の調査では、発達特性のある子どもの不登校率は全国平均の約9.5倍に達し、約6割が「学校への行き渋りや欠席」を経験しているとされています（国内の教育・発達支援関連調査報告、2022-2023年）

また、不登校が続くことで、子どもたちは学校という集団活動の場から離れがちになり、身体活動の機会が減少し運動不足に陥りやすいことが国内研究でも指摘されています。ベネッセ教育総合研究所の調査によると、不登校傾向のある児童・生徒は、登校している同年代に比べて日常的な身体活動が少なく、さらに学校や地域での他者との交流も減少していることがわかっています（ベネッセ教育総合研究所「不登校児童・生徒の生活実態調査」2022年）この運動不足や社会的交流の減少は、体力の低下や心理的ストレスの増加、自己肯定感の低下など心身への影響が懸念され、学習支援だけでは解決できない課題です。

さらに、こうした子どもを支える保護者も大きな心理的負担を抱えています。発達特性のある子どもを育てる保護者は、一般集団と比較して心理的ストレスが高いことが報告されており、将来の進学や就労への不安、経済的負担、周囲からの理解不足、孤立感など、複合的な課題の中で日々対応しています（国立成育医療研究センター「発達障害児の家庭支援に関する調査」2021年）一方、学校現場においても支援体制には限界があります。NPO法人「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」の全国調査によると、約86%の教員が不登校児童生徒やその保護者への対応時間の確保に困難を感じていることが明らかになっています（登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク、2022年）さらに、OECDの国際比較調査（TALIS, 2018年）でも、日本の教員は長時間労働の状況にあり、業務過多が個別面談や継続的な支援を行う妨げとなっていることが報告されており、家庭が課題を抱え込みやすい構造が生まれ、保護者の孤立や不安が増大していることが予想されます。

これらの状況を踏まえ、学校や家庭だけに支援を委ねるのではなく、地域社会において子どもと保護者を包括的に支える第三の支援拠点が必要と考えます。学習支援や生活支援に加え、身体活動の機会の創出、安心して過ごせる居場所づくり、地域住民との交流の場の提供、保護者同士がつながるピアサポート、保護者が安心して話を聞いてもらえる場、専門家や地域機関との連携体制の構築など、多面的な支援が求められます。

本法人は、発達特性（注意欠陥・多動性障害・ADHD）のある子どもおよび不登校状態にある子どもとその保護者に対し、心身の健康と社会的自立を支える包括的支援を行うことを目的として設立します。私たちは、学校に通えているかどうかだけで子どもを評価せず、一人ひとりの個性や可能性を大切にす社会、保護者が孤立せず安心して相談することができる、また、心を休めることのできる社会の実現を目指します。

地域に根ざした支援活動を通じて、子どもと家族が再び未来を描ける環境を創出することこそが、本法人設立の趣旨です。

令和8年 4 月 20 日

飯野 美保